

各 位

ニッセイ同和損害保険株式会社

「第三分野審査部会」の設置および実施状況について

弊社では、第三分野商品に係る保険金支払管理態勢をより強化する観点から、平成 19 年 7 月、「第三分野審査部会」を設置いたしました。当部会はお客さまからの声に基づいて支払管理態勢の適切性を検証する「保険金支払サービス審査会(平成 18 年 10 月設置)」の下部組織として位置するもので、第三分野商品*において、始期前発病や告知義務違反などの理由により保険金をお支払いできないとした事案の適切性について審査を行います。委員には弁護士・医師の社外委員を含み、原則毎月 2 回の開催を予定しております。また、当部会の実施状況については、定期的に公表してまいります。

平成 19 年 7 月 27 日に開催した第 1 回審査部会では 4 件の審査を実施し、いずれの事案についても適切と判断いたしました。その概要については下記のとおりです。

弊社では、今後もこの「第三分野審査部会」の審査をはじめとするさまざまな取り組みを通じ、より適切な保険金支払管理態勢を構築してまいります。

※第三分野商品とは、疾病または介護を事由として保険金をお支払いする保険商品をいいます。

記

【第 1 回 第三分野審査部会における審査事案の内容】

保険種類	事案の概要	審査結果
所得補償保険	保険始期前に自覚症状を訴え受診し、始期後に診断確定となった事案。	保険始期前の初診時の状態と現在の疾病に因果関係があることが医師への調査で明確になっており、始期前発病に該当し、保険金のお支払い対象とはならないと判断しました。
団体医療保険	約10年前から治療継続中であった疾病により入院された事案。	保険始期前から継続治療中であることが診断書および医師への調査で明確になっており、始期前発病に該当し、保険金のお支払い対象とはならないと判断しました。
医療保険	保険始期前に診断を受け、ご加入時に告知いただいていた疾病により入院・手術された事案。	医師から診断名を告げられ、お客さまも認知していたことが確認できることから告知義務違反に該当し、医師の見解により現在の疾病と因果関係が認められることから、告知義務違反として保険契約を解除し、保険金のお支払い対象とはならないと判断しました。
団体医療保険	入院・手術を行った疾病について、保険始期前に勤務先の検診で指摘を受けていたことから、お客さまから請求辞退の意思表示があった事案。	保険始期前の検診時の状態と現在の疾病に因果関係があることが医師への調査で明確になっており、始期前発病に該当し、保険金のお支払い対象とはならないと判断しました。

以 上